

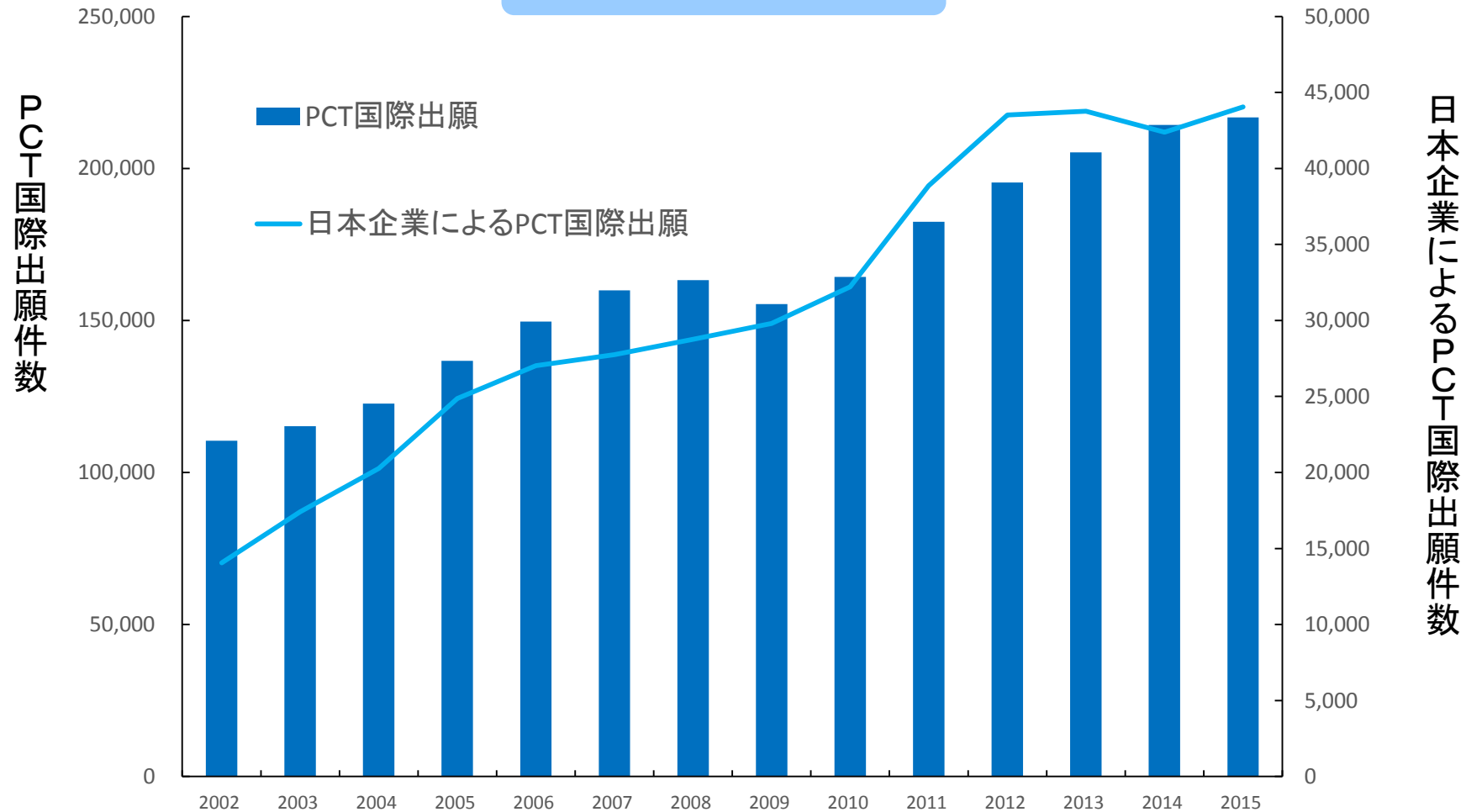
弁理士制度に関する最近の課題について

平成29年3月24日
特許庁

1. 弁理士によるグローバルな活躍
2. 地域・中小企業に対する弁理士による支援
3. 第四次産業革命と弁理士の活用

1. 弁理士によるグローバルな活躍

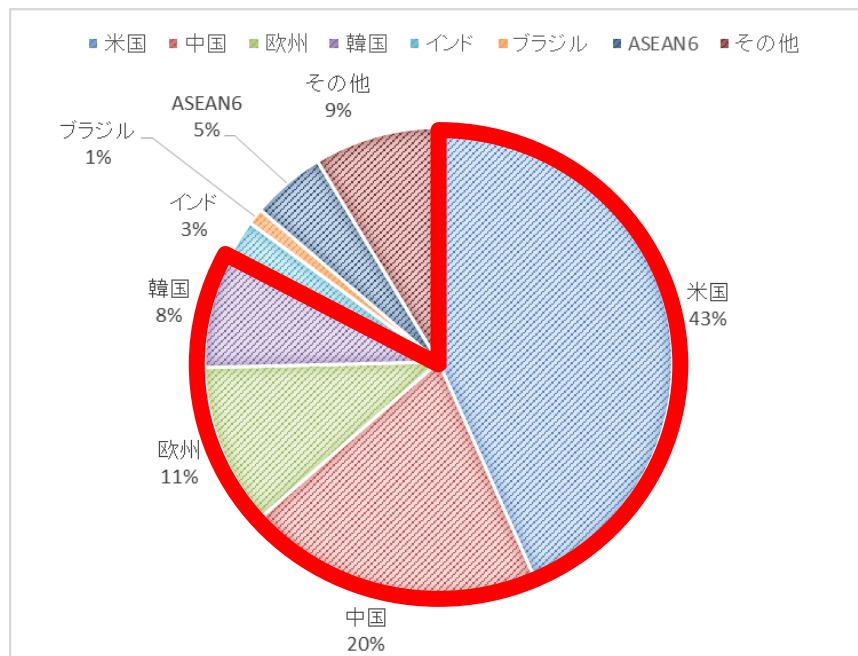
国際特許出願の推移



WIPO統計に基づき特許庁作成

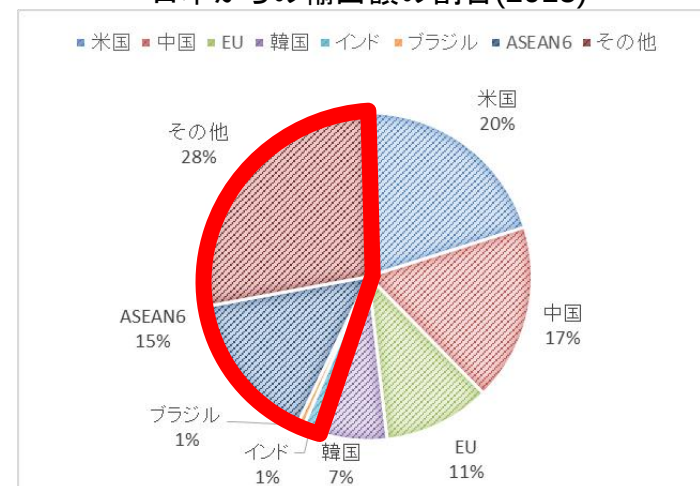
- 日本からの出願件数の8割以上が米中欧韓となっており、引き続き、日米欧中韓の五庁間での制度・運用調和が重要。
- 一方、輸出額の割合に比べて出願件数が少ない新興国・途上国については、日本企業の進出も増加しており、これら国・地域の知財システムの整備が課題。

日本からの出願件数の割合(2014)



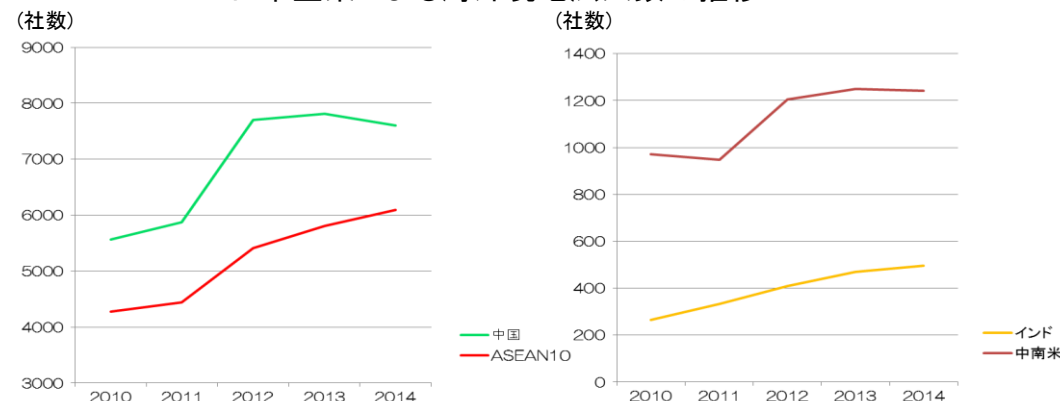
WIPO Statistics Data Centerを基に特許庁作成

日本からの輸出額の割合(2015)



財務省貿易統計を基に特許庁作成

日本企業による海外現地法人数の推移

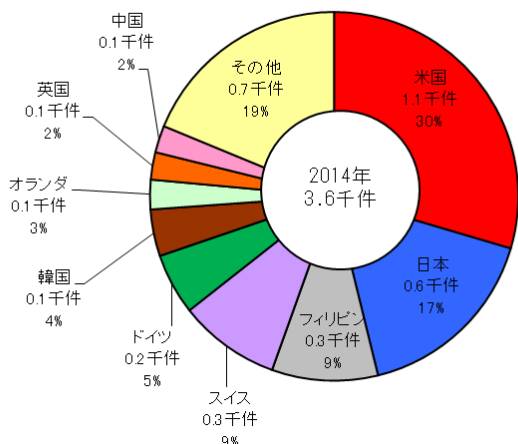


経済産業省『海外事業活動基本調査結果概要(2-1 現地法人に関する集計表)』より特許庁作成

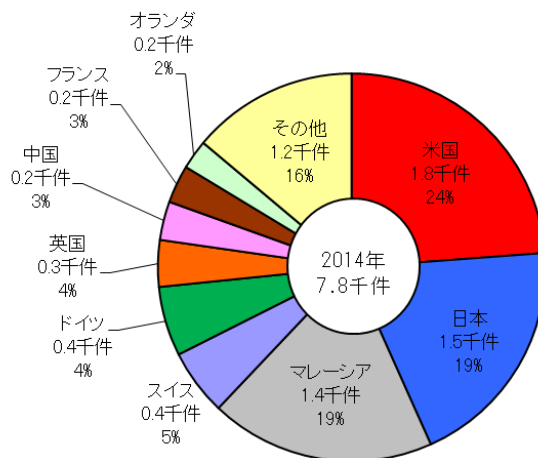
アセアン各国における出願人国籍別出願シェア(特許)

■ アセアン各国における、日本企業による出願件数割合は高い。

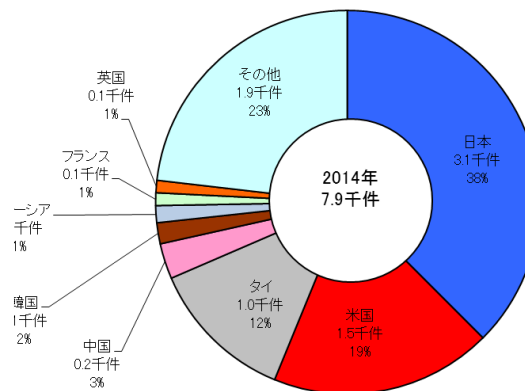
【フィリピン(2014年)】



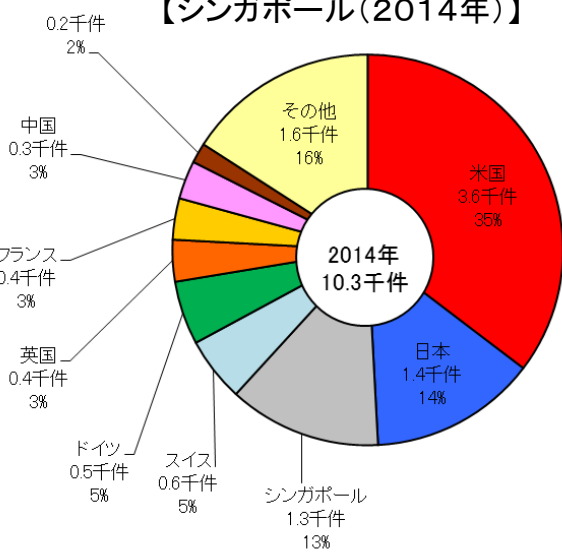
【マレーシア(2014年)】



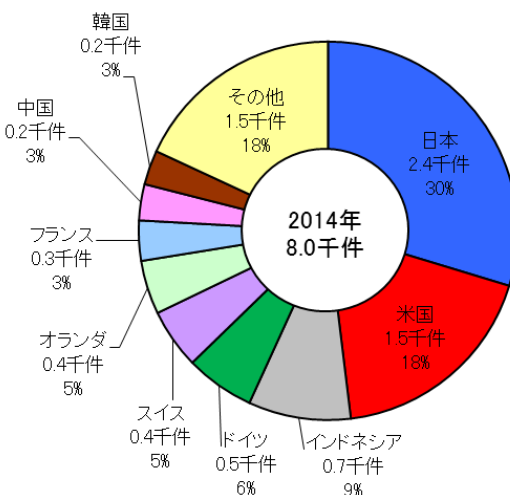
【タイ(2014年)】



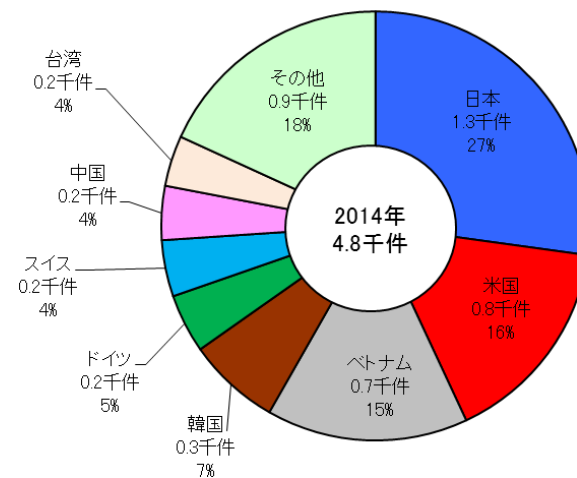
【シンガポール(2014年)】



【インドネシア(2014年)】

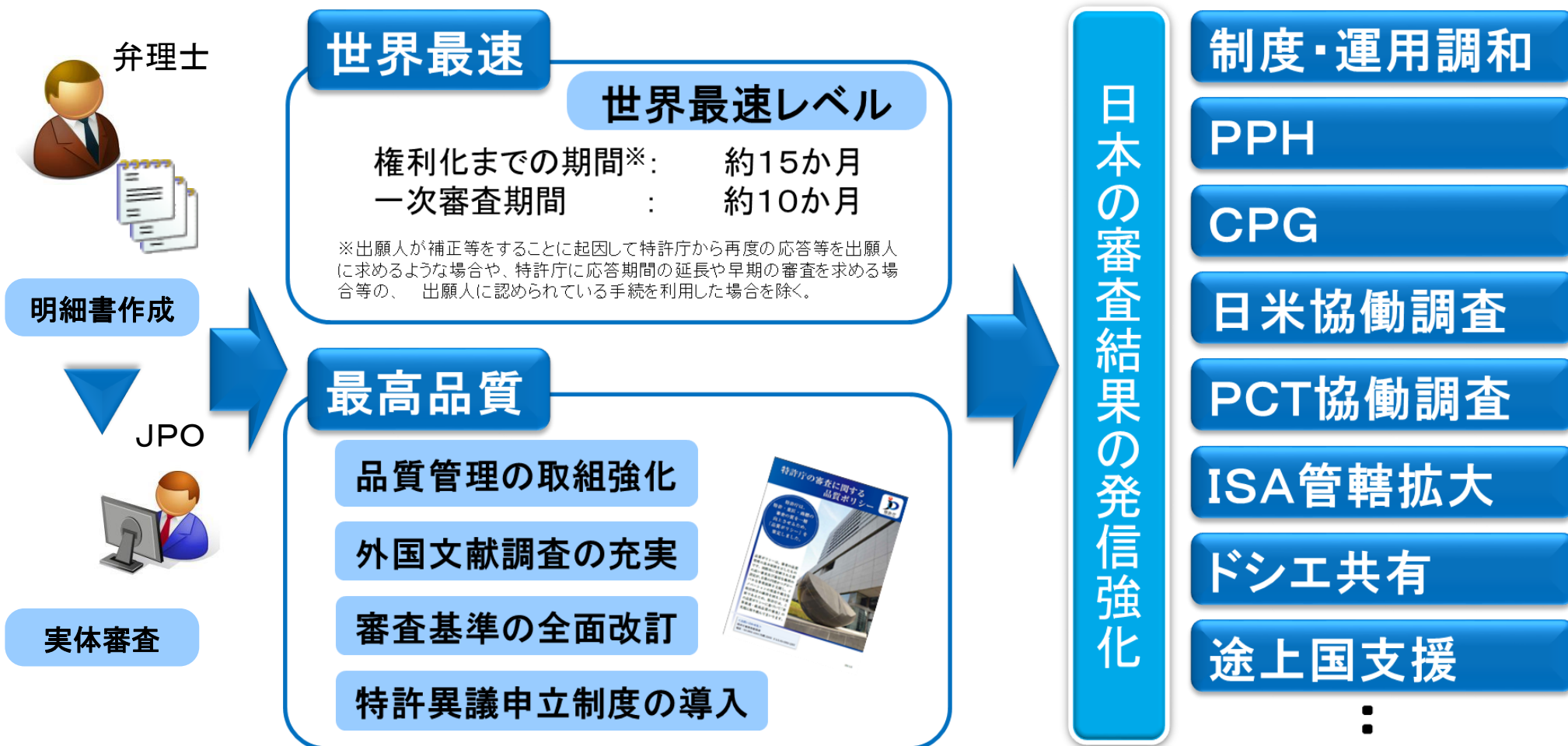


【ベトナム(2014年)】



世界最速・最高品質の特許審査の実現における弁理士の役割

- JPOの「世界をリードする審査」を核に、日本の審査結果を国際的に発信し、海外知財庁での利用促進を図る。
- 世界最速・最高品質の特許審査を実現するためには、弁理士の作成する明細書の品質も重要。



一部の弁理士・中小企業に対し、ヒアリングした結果、以下のような意見があった。

1. 基礎出願となる国内明細書の質

- 明細書は権利書であるため、外国出願の基礎となる国内明細書の質が従前に比して重要。明細書作成も各国の制度を意識したものとする。〔弁理士〕



複数国への出願が多くなるところ、基礎となる日本語明細書の質向上に一層の期待

2. 新興国の知財実務者に対する支援

- アジア地域において、日本弁理士会が現地の実務者養成のためのセミナーを平成17年より隔年で開催しており、毎回好評とのこと（今年2月にはベトナムにて開催）。〔弁理士〕



研修などを通じた新興国の知財システム構築の支援に期待

3. 現地代理人とのコネクション

- 中小企業には現地代理人へのコネクションがない場合が多く、海外の現地代理人を紹介してほしいとの依頼が弁理士になされることがある。〔弁理士〕
- 弁理士の仲介により、現地代理人とのトラブル対応を一任できる上に、アドバイスも得られるメリットがある。〔弁理士〕
- 現地の基本的な制度に関する知識（権利得喪に関する根幹的な知識）を有することは重要。これに加えて、法制度と実運用については乖離があり、それらに精通する現地代理人との人間関係の構築が大事。〔弁理士〕
- 中小企業に携わる弁理士の多くは、外国出願が不得手に感じられる。〔中小企業〕



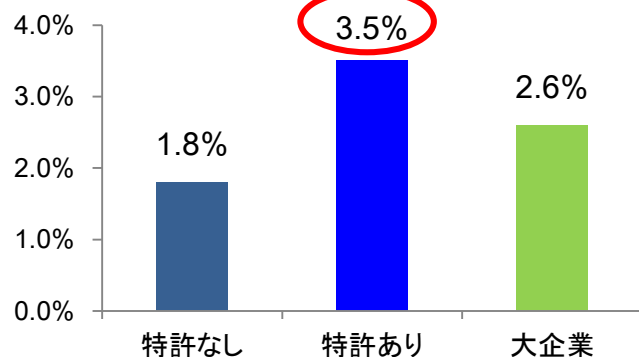
諸外国の制度に関する基本的知識の習得、
現地代理人へのコネクション形成に期待

2. 地域・中小企業に対する弁理士による支援

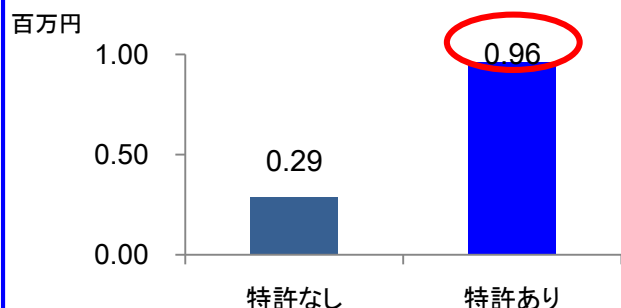
- 知的財産の取得・活用を促進することにより、中小企業のイノベーション創出を支援。
- 我が国の成長力向上に寄与するとともに、地方創生にも資することを目指す。

企業経営への寄与

【知財保有と売上高営業利益率】



【知財保有と従業員一人当たり営業利益】



平成24年中小企業実態基本調査を基に、特許庁作成

地方創生への寄与

平成18年11月、JA帯広かわにしは、「**十勝川西長いも**」について、北海道初の地域団体商標として、権利を取得。



- 安全性の高さから、アジアや米国でも人気を得る。出願補助金を活用し、海外でも商標を取得。
- 生産量の10-15%に当たる2000-3000tを毎年輸出。特に台湾向けは、平成11年から平成26年までに、**輸出額が3.6倍の7億5千万円に拡大。**

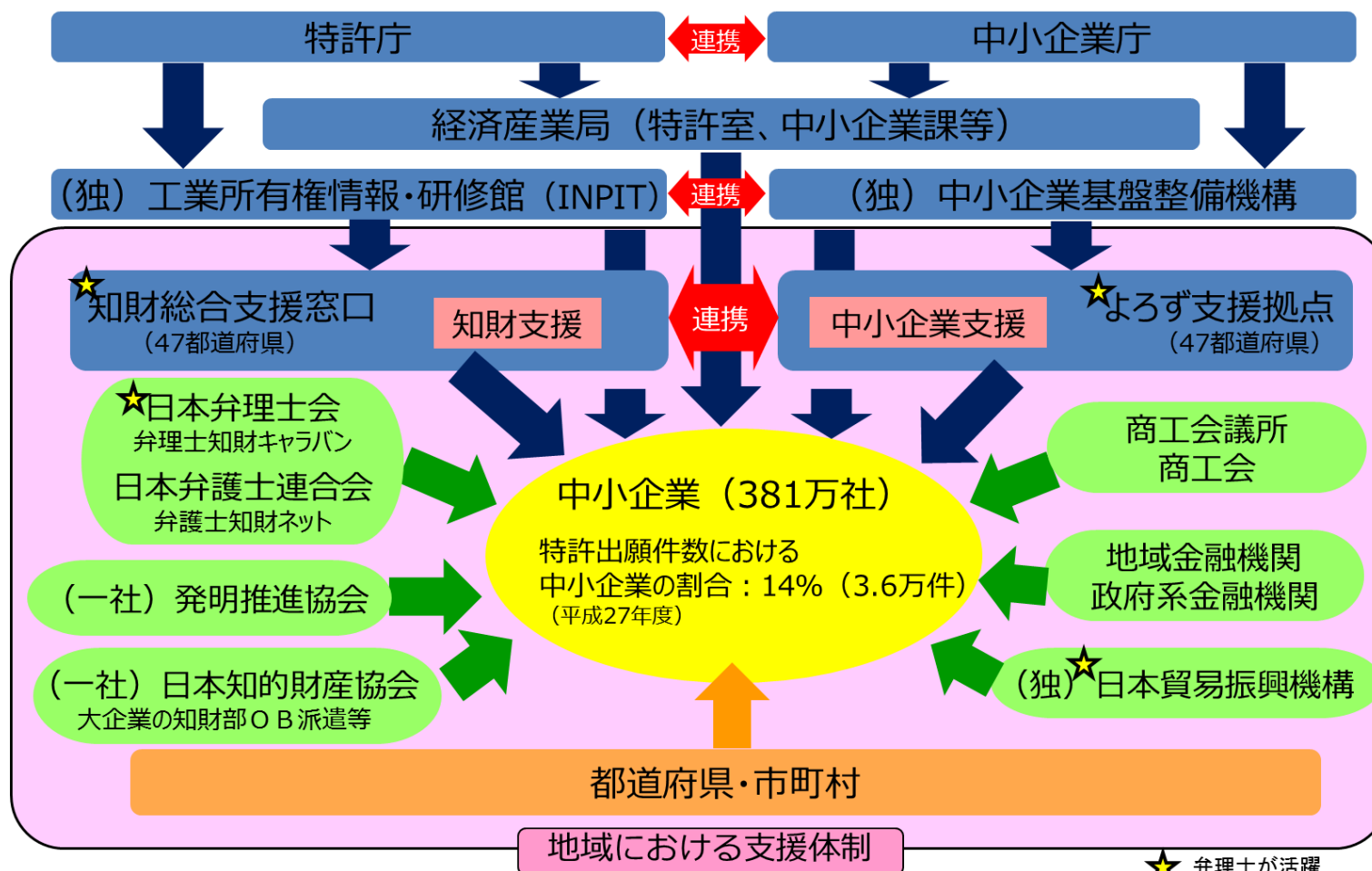
平成19年8月、市川市農業協同組合は、「**市川のなし**」について、地域団体商標登録を行い、P Rを強化。



- 地域団体商標を取得していたことから、大手の山崎製パンとの共同商品開発が実現。ジャムとして採用され、全国展開につながった。
- 権利取得後は、地元消費量、全国発送量ともに増え、権利取得以前より**売り上げが15%増。**

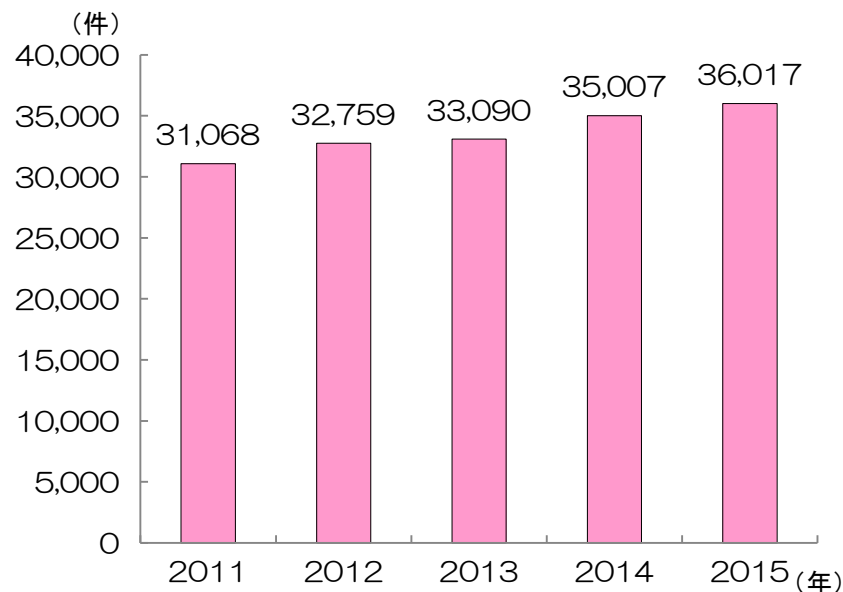
地域・中小企業の支援体制（中小企業施策との連携）

- 「日本再興戦略2016」「知的財産推進計画2016」において、中小企業の知財戦略の強化を図ることとされたことを受け、特許庁は「地域知財活性化行動計画」を策定。
- 「知財総合支援窓口」と「よろず支援拠点」が中心となり、各地域の実情に応じた支援の取組を総合的かつ一体的に展開する体制を構築し、その際、弁理士が専門家としての知見を提供。

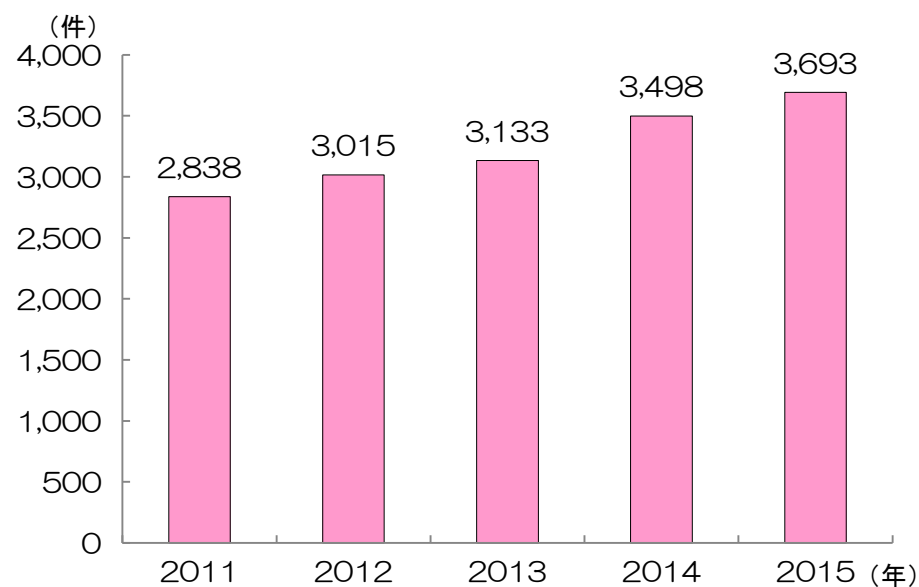


- 国内特許出願件数は、16%の増加(2011年比)。
- 外国出願件数(PCT出願件数)は、30%の増加(2011年比)。

中小企業の国内特許出願件数の推移



中小企業の外国出願件数(PCT出願件数)の推移



出典：特許行政年次報告書2016年版(本編) p.61、62

一部の弁理士・中小企業に対し、ヒアリングした結果、以下のような意見があった。

1. 相談業務について

- 企業での経験が少ない普通の弁理士にはコンサル業務はできないのではないかと。
〔弁理士・中小企業〕
- 守りどころ(コア事業)を意識して、メリハリをつけたオープンクローズ戦略の策定が十分にできていないのではないかと。〔弁理士・中小企業〕



コンサルティング業務のできる弁理士育成に期待

- 中小企業の大半が相談は料金が発生しないとの認識を持っているため、相談料を請求したいが、現実には請求しにくいとの意見がある。〔弁理士・中小企業〕
- 無料相談(信頼関係醸成後は、顧問契約の締結)により中小企業が相談しやすい環境を整えることにより、発明発掘等の相談が円滑に進むとの意見もある。〔弁理士・中小企業〕
- 収入の大半は出願業務であるとの意見が多数ある。〔弁理士〕
- 予算確保の観点から、企業は費用の予見性を重視しているようである。〔弁理士〕



収益を出願業務に依存した商慣行の見直しに向けて収益構造の多様化(報酬体系の見直し、多様なビジネスモデルの提示)、成功した事例・弁理士のPRが課題

2. 弁理士へのアクセス

- 弁理士ナビをみて依頼してくる企業はほとんどいないとの意見がある。〔弁理士・中小企業〕
- 中小企業において、弁理士を探すための手段としては、紹介がほとんどの意見がある。〔弁理士・中小企業〕



総合支援窓口、よろず支援拠点等において、良い弁理士の情報共有に期待

3. キャラバン事業

- 地方と経験豊富な中央の弁理士がセットで支援すれば、地方の弁理士も経験値が上がると思うが、地方の弁理士からすれば仕事を持っていかれるという危機感があるようだ。〔弁理士〕
- キャラバン事業は、コンサルティング業務を行うには相談時間が短すぎるのではないかとの意見がある。〔弁理士〕
- あまり認知されていないとの意見がある。〔弁理士・中小企業〕

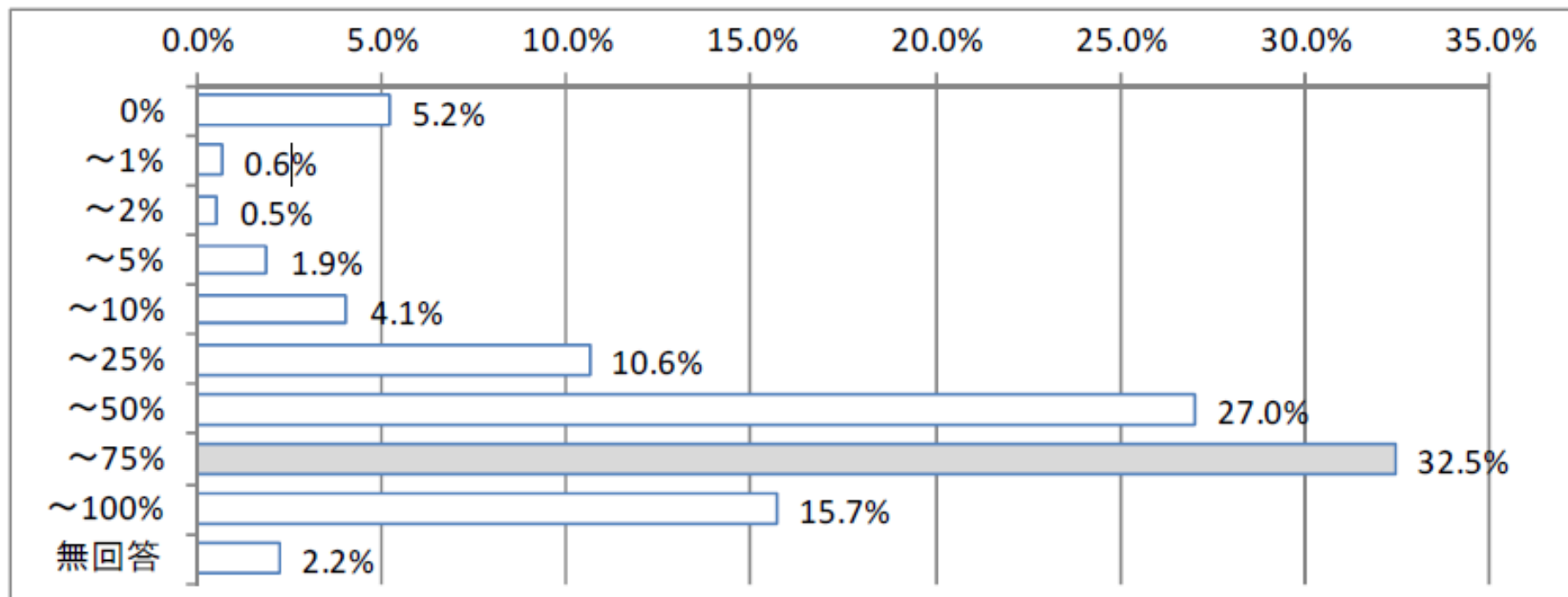


キャラバン事業の目的の明確化・手法の最適化、成功事例のPR、全国の中小企業へ相談業務を行うべく人員確保に期待
(研修の充実、産業界からのフィードバック)

【参考】弁理士業務に占める出願関連業務の作業時間の割合（過去3年間）

縦軸：弁理士業務に占める出願関連業務の作業時間の割合

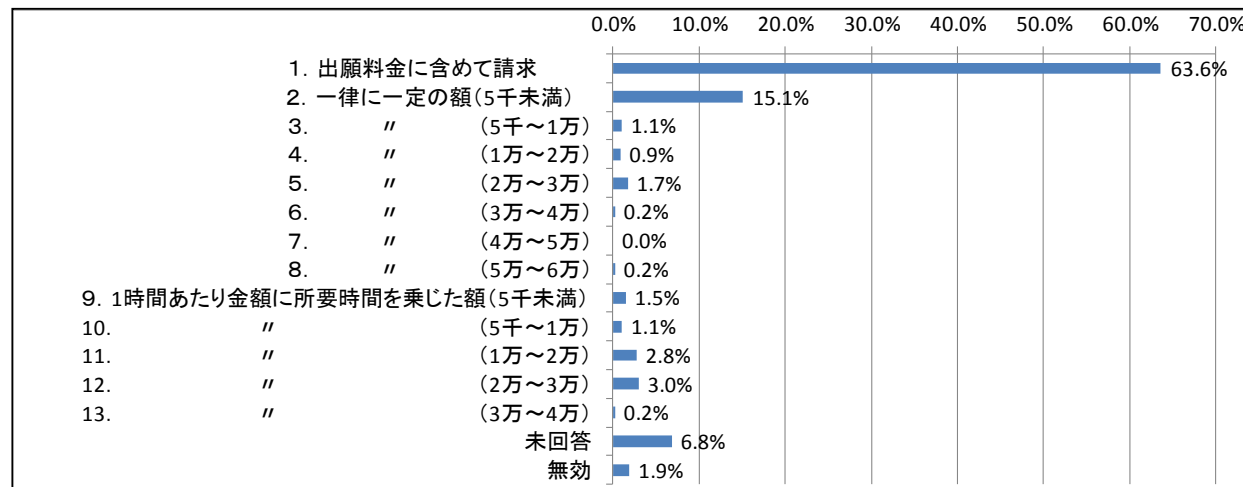
横軸：回答者の割合



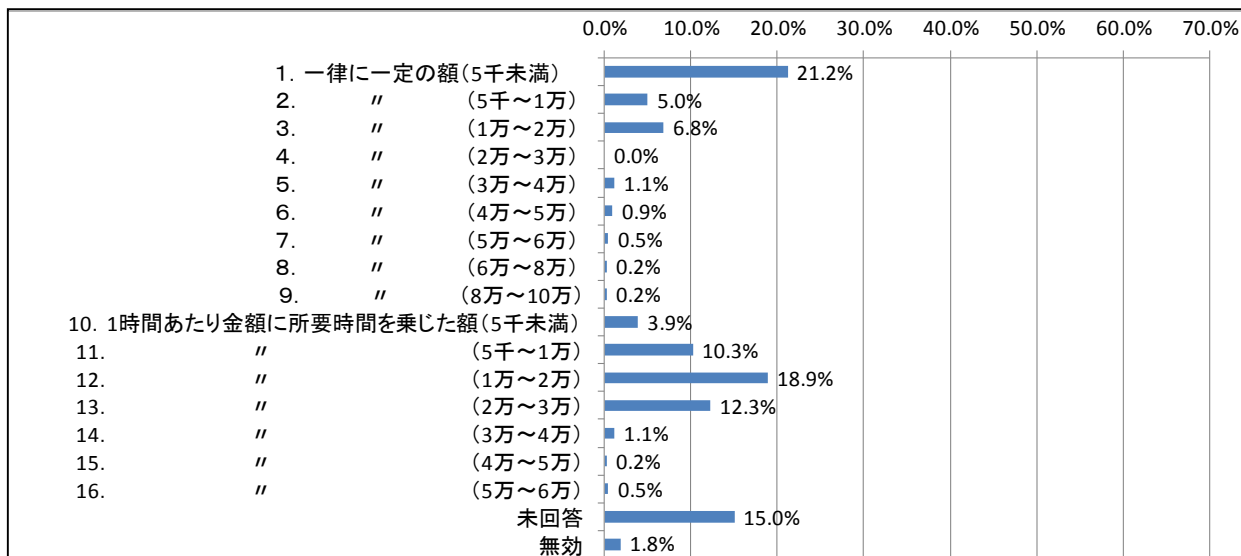
平成24年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究」報告書資料編p.83

【参考】平成18年特許事務報酬(弁理士手数料)に関するアンケート結果 (相談業務部分を抜粋・加工したもの)

(1) 依頼人からの説明聴取、発明内容拡張又は抽象化のための助言を含む打合せを行った後に特許出願をしたときの相談料(出願に結びついた相談)



(2) 依頼人からの説明聴取、発明内容拡張又は抽象化のための助言等を含む相談打合せを行った結果、特許出願をしないことになったときの相談料(出願に結びつかない相談)



【アンケート実施期間】
平成18年11月30日 ~ 平成19年1月31日

【アンケート対象者】
特許事務所又は特許業務法人を営営する
弁理士 (2,750名)

【アンケート回答数】
(1) 470人 (2) 439人

【参考】中小企業の特性に応じた知財支援策の活用

- 中小企業の特性に応じた知財支援策の活用により、知財活動を効果的に促進することが重要。
- 典型的な2つのケースの場合にも、その特性に応じた多様な知財支援策が利用可能。
 - ① 技術を強みとする企業（主に製造業等）
 - ② デザイン・ブランドを重視した事業活動を行う企業（主に卸売業・小売業、サービス業等）

27年度新規☆

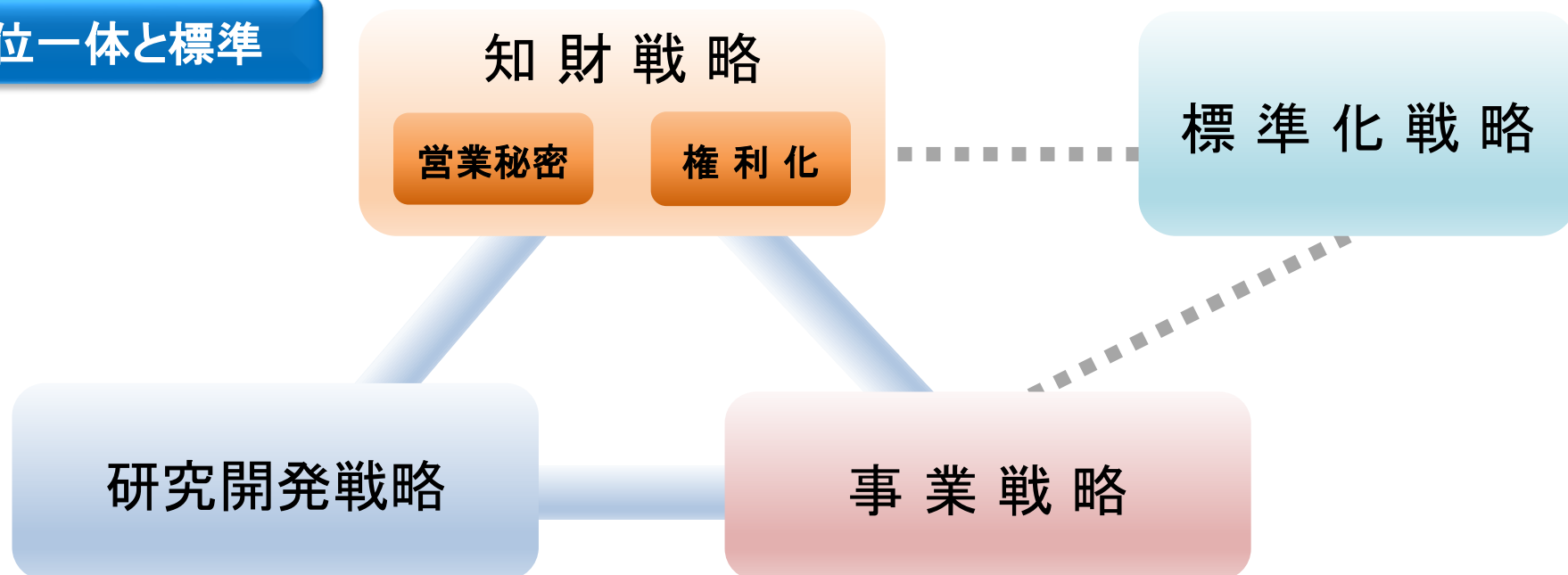
28年度新規☆

28年度拡充※

中小企業（381万社）		全国支援メニュー				地域支援メニュー
業種	特性	制度面	相談・知財戦略関連		資金面	
製造業 41万社（11%） 出願件数比率 特許：70% 意匠：55%	① 技術・ものづくり 自社開発型 ※自社技術で海外展開、高い開発力を有する企業 下請型・地場産業型 ※下請けで培った技術で下請脱却を目指す企業	早期審査（特許）	INPITにより実施 知財総合支援窓口 海外法務専門家派遣 職務発明規程導入サポート☆ 知財活用支援センター 営業秘密・知財戦略相談窓口☆ 産業財産権相談窓口 海外展開知財支援窓口		外国出願補助金 侵害対策補助金※ 日本発知財活用ビジネス補助金☆ 知財訴訟保険☆ 特許料・商標登録料等の引下げ（平成28年4月1日施行） 特許料等の軽減措置 知財を活用した金融支援☆	
	② デザイン・ブランド デザイン重視型 ※デザインを重視した消費財（食品等）を販売する企業 地域ブランド型 ※地域資源を活用した地域ブランドの全国展開を図る企業	早期審査（意匠） 早期審査（商標）	デザイン専門家派遣 ブランド専門家派遣		外国出願補助金 侵害対策補助金※ 日本発知財活用ビジネス補助金☆ 知財訴訟保険☆ 外国出願補助金 侵害対策補助金※ 日本発知財活用ビジネス補助金☆ 知財訴訟保険☆ 地団商標登録料の軽減措置☆	
卸売業・小売業 90万社（24%） 出願件数比率 意匠：31% 商標：25% サービス業 157万社（41%） 出願件数比率 商標：18%		地域団体商標			事業プロデューサー☆ 地域支援補助金☆※ 各経産局等により実施 （例） 知財ビジネスマッチング 産学連携活動促進 中小企業経営者向け実践研修 デザイン活用促進 地域重点産業知財活動調査・支援	

3. 第四次産業革命と弁理士の活用

(1)三位一体と標準



(2)オープン／クローズ戦略

オープン化戦略

製造業のグローバルイゼーションを積極的に活用しながら、世界中の知識・知恵を集め、自社／自国の技術と製品を戦略的に普及させる仕組み作り。

クローズ戦略

価値の源泉として守るべき技術領域を事前に決め、これを自社の外あるいは自国の外へ伝搬させないための仕組み作り。

大量普及と高収益をグローバル市場で同時に実現

- 第四次産業革命の下、データの重要性が急速に増大。
- 従前のオープン＆クローズ戦略の柱である知財や標準化に新たにデータを加えた、**知財・標準・データによる三次元的な複合戦略**の構築が必要。

1. オープンな技術：標準としての活用⇨プラットフォームの形成

- 市場を拡大するために活用される
- 標準必須特許はFRAND※条件でライセンス

※FRAND = Fair, Reasonable and Non-Discriminatory

2. クローズな技術：特許、営業秘密による保護

- 拡大した市場で独占的な利益を得る
- 又は、データを独占的に収集／分析するために活用される

3. データ：現時点ではトータルな知財としての保護手段はない (部分的に、著作物、営業秘密又は特許による保護)

- データの収集（ビッグデータ）、分析（AI）、フィードバックにより新しい付加価値を得る。

第4次産業革命を視野に入れた知財システムの検討

- 2016年10月、特許庁は、第4次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会を経済産業政策局及び産業技術環境局と連携して設置。

論点

- ① 新産業構造ビジョンの有力分野(①健康を維持する、②移動する、③スマートに手に入れる)における課題への対応
- ② 産業分野横断的な課題への対応
 - データの利活用促進に向けた制度の検討
 - ・ データベースや関連技術に係る保護制度
 - ・ 企業間におけるデータに係る契約形態
 - 産業構造の変化に対応した知財システムの在り方の検討
 - ・ 標準必須特許問題の解決
 - ・ データ構造の保護
 - ・ ビジネス関連発明を活用した国際競争力の強化
 - 第四次産業革命における戦略的な国際標準化の推進
 - ・ 国立研究開発法人等を活用した業種横断プロジェクトの在り方
 - ・ 企業主導で国際競争力を獲得するための標準化体制の在り方

今後の予定

：有力分野における課題、産業分野横断的な課題について議論
～2017年4月 ；中間整理取りまとめ

データの利活用促進に向けた制度の検討

現状

- 企業等が収集したデータを他者へ提供することについては、データを提供することによるメリットが現状では見えていない。
- 他者の権利を侵害せず、データ交換を行う商慣行や決まりが根付いておらず、当事者間の権利関係の整理も円滑に進んでいない。
- 収集したデータベースや開発した技術自体が、簡単にフリーライドされる恐れがあると、データ提供や投資のインセンティブが湧かない。

検討の方向性

- データの円滑な利活用の促進に向けては、その保護と利活用のバランスが重要であり、データベースの特性や対象とするデータの種類に応じ、企業間におけるデータの利活用や契約の実態に即した、保護のあり方や契約等のルールについて検討する。
- データベース等の不正な使用等に関しては、不正競争防止法における不正競争行為として規定することが考えられるため、法改正も視野に入れた具体的な方策について検討する。
- 併せて、企業が秘密としたい情報やデータが秘密保持契約などを結ぶことなく他社に渡らないよう、企業における営業秘密に関する認識を高めて行く。

産業構造の変化に対応した知財システムの在り方の検討

現状

- モノがネットワークでつながることにより産業横断的に利用されることとなる技術の重要性の増加
 - 国境を越えてネットワークでつながる機器やサービスの増加
-
- 抽象的で汎用性の高い権利の増加
 - 一製品当たりの特許権数の増加
 - 裁判管轄や準拠法の考え方の複雑さ
 - 標準必須特許の扱いの曖昧さ
- 
- 特許権取得の重要性に変化はない**
⇒事業の自由度の確保のための手段
 - 他者による実施をコントロール
 - 他者権利を利用するための交渉材料

検討の方向性

① ビジネス関連発明の活用

- IoTを活用したビジネス分野において、我が国企業がイノベーションの促進に必要な特許を着実に取得し、活用することができるよう、審査体制を整備して審査の質の向上を図るとともに、権利取得・活用に係る情報提供を充実する。
- 中小企業を含む我が国企業が取得した権利の活用を支援するため、ビジネス関連発明を含む特許に係る紛争処理システムの機能強化を図る。

検討の方向性

② データ構造の保護

- データ構造については、既に特許法による一定程度の保護が図られているところ、今後の技術の進展に伴って創出される新たなデータ構造についても、イノベーションの促進の観点から、その権利が適切に保護されるよう、適時適切な情報発信を行い、我が国企業の権利取得の予見性を高める。

③ 標準必須特許問題

- 公正、合理的かつ非差別的な条件（FRAND条件）でライセンスすることが宣言された標準必須特許を始めとする社会的影響の大きい標準必須特許については、特許権者の権利を不当に害さないことに留意しつつ、それらをより利用しやすくする。
- 標準必須特許を始め、多様な特許を巡る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、中小企業やベンチャー企業を含む多様な企業が使いやすい仕組みを設ける。また、そうした仕組みを設ける場合には、我が国のみならず、海外にも広めていく。

※標準必須特許：標準規格の実施に必要な特許

第四次産業革命における戦略的な国際標準化の推進

現状

- 第4次産業革命下においては、業種の壁を越えて情報でつながることから、我が国産業の競争力向上に資する、国際標準化活動の推進体制の検討が必要。

検討の方向性

○ 戦略的国際標準化の推進

- デジュールだけでなく、コンソーシアム等の国際標準化動向を把握しつつ、官民を挙げて民間主導で標準化を進める体制を整備する。具体的には、国内のトップランナーに合わせて標準の策定を行う「新市場創造型標準化制度」の活用や、国立研究開発法人を活用した業種横断プロジェクトを加速化する。
- 産官学を挙げて、標準化担当役員の設置、資格制度の創設など、経営層、専門家人材、裾野人材等の標準化人材育成の取組を強化し、経営戦略において、国際標準化を積極的に推進する環境を整備する。

一部の弁理士・中小企業に対し、ヒアリングした結果、以下のような意見があった。

1. 標準関連業務

- 特許出願のクレームが標準に合致するように知恵を絞ることが、弁理士の一番活躍できるところであり、即戦力となり得る。加えて、この業務の延長として、鑑定でも活躍できるとのこと。〔弁理士〕
- 他方、標準関連業務により収益をあげるのは難しいとの声が多数ある。〔弁理士〕

 標準関連特許の鑑定業務、充実した明細書・クレームの作成、
新たなビジネスモデルの構築に期待

2. オープンクローズ戦略における標準等

- 人材が不足していると言われているパテントプールの評価人の業務は、利益になるが割安であるとのこと。また、使用言語は英語なので、英語に不慣れだと苦勞する。〔弁理士〕
- 高度な知識を必要とするため、技術標準関連の業務に全ての弁理士が関与できる訳ではないとのこと。〔弁理士〕
- 日本弁理士会は、標準化活用支援パートナーシップ機関となっており、中堅・中小企業等に対して、弁理士が標準化について相談ができるような体制整備を行っているところ。〔弁理士〕

 オープンクローズ戦略に関する相談業務の中で、標準を積極的に
取りあげることを期待

3. データの利活用

 データベース等に係る新たな保護制度が導入された場合の、その関連
業務など、データの利活用に関する弁理士の新たな役割に期待